

令和 7 年度

職業訓練指導員試験受験案内

山 梨 県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づく職業訓練指導員の資格を得るために行うもので、当試験の合格者には申請により「職業訓練指導員免許証」が交付されます。

(この試験は、山梨県職員の職業訓練指導員採用試験ではありません。)

合格者の特典

- 免許取得者はその職種について、技能検定（1 級・2 級・3 級・単一等級）を受検する際学科試験が免除となります。
- 免許取得後 1 年の実務経験で、1 級技能検定が受けられます。
- 労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、該当職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。
- 自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による 2 級又は 3 級の技能検定を受検する際に、学科試験（保安基準、その他自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除されます。

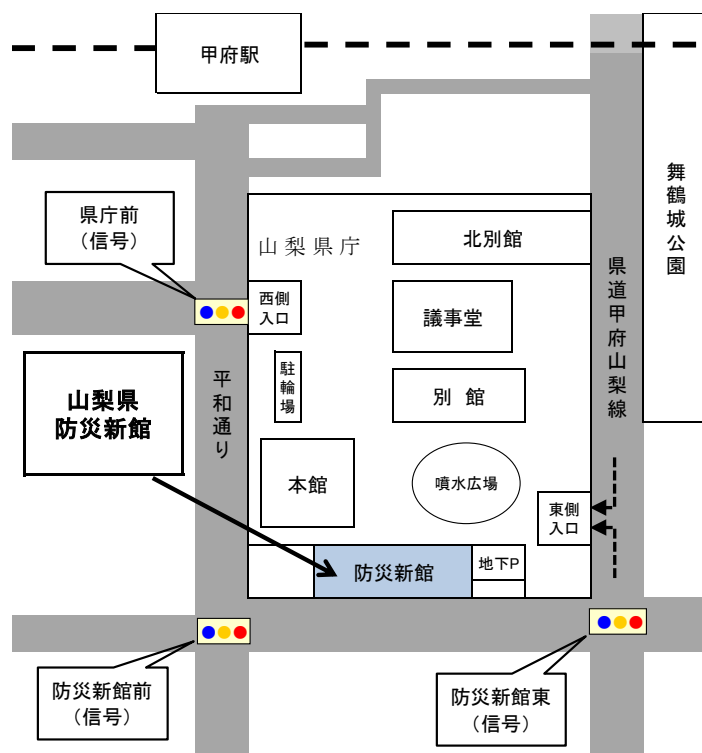
1 試験を行う職種

実施職種	試験範囲	対 象 者
機 械 科	学科試験 （関連学科及び 指導方法）	受験資格を有する者で、 実技試験が免除される者 （別表 1 . 2 参照）
上記以外 の職業訓 練指導員 免許に係 る全職種	学科試験 （指導方法のみ）	受験資格を有する者で、 実技試験及び学科試験のうち 関連学科が免除される者 （別表 1 . 2 参照）

2 試験の日時及び場所

区 分		試験日時 令和8年1月29日(木)	試験場所
学科試験	指導方法	11:00～12:00	山梨県防災新館302会議室 (山梨県防災新館3階) 山梨県甲府市丸の内1-6-1
	関連学科 系基礎学科	13:00～14:40	
	専攻学科	14:50～16:20	

(試験場所)



※ JR甲府駅南口より徒歩5分。
駐車場は一般の方も利用しますので、満車になってしまうことがあります。
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

3 受験資格及び試験の免除

・受験資格及び試験の免除については、別表1.2のとおりです。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

(1) 拘禁刑(※)以上の刑に処せられた方

※刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

(2) 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない方

※職業能力開発促進法施行規則第42条の2の規定により、精神の機能の障害により職業訓練指導員

の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方は試験に合格しても職業訓練指導員免許を受けることはできません。

・試験の全部が免除となる場合、下記５（３）の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、受験手続きと併せて職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができます。

4 試験の科目

試験の科目は次のとおりです。

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
機 械 科	1 指導方法（職業訓練原理・教科指導法・訓練生の心理・生活指導・職業訓練関係法規） 2 関連学科 （１）系基礎学科 ア 機械工学（機械要素・機構と運動） イ 材料（材料力学・金属材料・非金属材料・潤滑油及び切削剤） ウ 工作法（NC加工法・機械工作法・治具・工具） エ 測定法（測定及び試験機器・測定法・形状測定・材料試験） オ 安全衛生（安全管理・衛生管理） （２）専攻学科 ア 加工法（切削加工法・研削加工法・金型工作法・精密加工法） イ 機械製図（機械製図法・機械設計法・テクニカルイラストレーション）
上記以外 の 免許職種	1 指導方法（職業訓練原理・教科指導法・訓練生の心理・生活指導・職業訓練関係法規）

5 受験申込みの手続き

（１）提出書類

①職業訓練指導員試験受験申請書（様式１）及び履歴書（申請書裏面 様式２）

②受験票及び受験票（控）

- ・必要事項を記入し、８５円切手を貼付してください。
- ・受験票は受験者宛返送しますので、郵便番号・住所・氏名を誤りなく記入してください。

③受験資格及び免除資格を証明する書類

- ・技能検定の合格証書の写など

④写真 ２枚

- ・上半身・正面脱帽の申請日前６箇月以内に撮影したもの（縦４０mm×横３０mm）
- ・必ず裏面に撮影年月日と氏名を記入し、申請書及び受験票(控)の所定欄に貼付してください。

(2) 提出先

山梨県産業政策部産業人材課 人材育成担当

〒400-8501

甲府市丸の内一丁目6番1号

(3) 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月19日（水）まで

※郵送の場合は、11月19日の消印までを有効とします。また、封筒の表に「職業訓練指導員試験申請書」と朱書きのうえ、簡易書留としてください。

※県の電子申請（やまなしくらしねっと）からもお申し込みできます。

(4) 受験手数料

学科試験 3,100円

- ・手数料に相当する額の山梨県収入証紙（山梨中央銀行本支店(県外は東京支店及び新宿支店に限る)等で取扱）を申請書に貼付してください。その場合、消印等をしたものは無効となりますので注意してください。なお、受験申請書受理後は受験手数料は返還しません。
- ・県外在住の方で郵送による証紙購入を希望される方は、山梨県行政書士会（〒400-0031 甲府市丸の内3-27-5 TEL055-237-2601）までお問い合わせください。
- ・試験の全部が免除となる場合、受験手数料は不要です。

6 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日、受験票を送付します。

試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合はお問い合わせください。

受験票は試験当日に必ず持参してください。

7 合否判定の基準

- (1) 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の6割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とします。

- (2) 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（1に該当する

場合を除く。)は、指導方法に限り合格とします。

- (3) 学科試験のうち、系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とします。

8 合格者の発表

令和8年2月19日(木)午前10時

山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知します。

※電話による合否に関する問い合わせには、一切応じられません。

9 試験結果の開示

職業訓練指導員試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(受験票、合格通知書、運転免許証等)を持参の上、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

開示請求できる者	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
受験者本人のみ	学科試験 得点	令和8年2月19日(木)～3月18日(水) (土、日曜日及び祝日を除く)	山梨県産業政策部 産業人材課 (山梨県庁別館3階)

※開示請求受付時間：午前8時30分(合格発表の日は午前10時)～正午、午後1時～午後5時

10 その他

- ・受験申請後に住所、氏名(姓)、勤務先の変更があった場合は直ちに連絡してください。

山梨県産業政策部産業人材課
人材育成担当
TEL 055(223)1567

受験資格及び免除の範囲

別表 1

受 験 資 格 (受験することができる方) ※主なもの		実務経験 年 数 (注2)	免 除 の 範 囲 (注3)			
			実 技	学 科		
				関 連 学 科	専 攻 学 科	指導方法
職業 訓練	長期課程の指導員訓練修了 (他の免許職種を受験する場合)	1年以上				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1年 〃				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)	1年 〃	合格と認められる科目について免除			
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了(注1)	0 年		◎	◎	
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 (注1)	1年以上		◎	◎	
	普通課程の普通職業訓練修了 (注1)	2年 〃				
	専修訓練課程の普通職業訓練修了 (注1)	3年 〃				
	短期課程の普通職業訓練(700 時間以上)修了(注1)	3年 〃				
学 校 教 育	大学卒業 (注1)	1年 〃		◎	◎	
	短期大学卒業 (注1)	2年 〃				
	高等専門学校卒業 (注1)	2年 〃		◎	◎	
	高等学校又は中等教育学校の後期課程卒業 (注1)	3年 〃				
	高等学校又は中等教育学校卒業	5年 〃				
指 厚 定 生 労 働 大 臣 が 学 校 が	専門課程(2 年)の専修学校卒業 (注1)	3年 〃				
	専門課程(3 年以上)の専修学校卒業 (注1)	2年 〃				
	高等課程もしくは一般課程(2 年)の専修学校 または各種学校(2 年)卒業 (注1)	4年 〃				
	高等課程もしくは一般課程(3 年以上)の専修学校 または各種学校(3 年以上)卒業 (注1)	3年 〃				
免許職種に関し 職業訓練指導 員試験において	実技試験合格者	0 年	◎			
	系基礎学科合格者	0 年		◎		
	専攻学科合格者	0 年			◎	
	指導方法合格者	0 年				◎
免許職種と同一系の職業訓練指導員免許交付を受けた者		0 年		◎		◎
免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許交付を受けた者		0 年				◎
免許職種に関し、職業能力開発促進法による技能検定1級または 単一等級合格者 (ただし、「電子回路接続」および「バルコニー施 工」は免除されません)		0 年	◎	◎	◎	
免許職種に関し、技能検定2級に合格した者		0 年	◎			
免許職種に関し、実務経験のみ		8年以上				
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格 した者と同等以上の技能を有すると認められる者として厚生労働大 臣が定める者		0 年	◎			

(注1) 免許職種(受験しようとする職種)に関する学科を履修していること。

(注2) 免許職種(受験しようとする職種)の実際に経験した年数

(注3) ◎免除(空欄の場合は、受験が必要)

他の法令による受験資格及び免除の範囲

別表2 (1/3)

免許職種	受験資格 (受験することができる方)	免除資格 (免除を受けることができる方)	免 除 の 範 囲			
			実 技	学 科		指 導 方法
				系基礎 学 科	専 攻 学 科	
溶接科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許若しくはガス溶接技能講習の修了証を有する方又はボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許若しくは普通ボイラー溶接士免許を有する方	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する方	◎	◎	◎	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する方	建設業法施行令による建設機械施工の1級の技術検定の合格証明書を有する方		◎	◎	
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者、第2種冷凍機械責任者又は第3種冷凍機械責任者の免状を有する方	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者の免状を有する方		◎	◎	
発電電科	電気事業法施行規則による第1種ボイラー・タービン主任技術者又は第2種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する方	電気事業法施行規則による第1種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する方		◎	◎	
電気科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する方、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する方又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する方、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する方又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方		◎	◎	
送配電科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する方	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する方		◎	◎	
電気工事科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する方、エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方、建設業法施行令による電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する方又は電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する方	電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する方	実技試験のうち電気工事			
		電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する方又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方		◎	◎	
電子科	電波法による第1級陸上無線技術士若しくは第2級陸上無線技術士若しくは第1級アマチュア無線技士若しくは第2級アマチュア無線技士の免許を有する方又は航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する方	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する方	◎	◎	◎	
		昭和48年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する方		◎	◎	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級2輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する方	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級2輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する方	◎	◎	◎	

注）・◎免除（空欄の場合は、受験が必要）

・別表2の受験資格（免許・合格証書）を有する方は、実務経験の必要はありません。（介護サービス科を除く）

他の法令による受験資格及び免除の範囲

別表 2 (2/3)

免許職種	受験資格 (受験することができる方)	免除資格 (免除を受けることができる方)	免 除 の 範 囲			
			実 技	学 科		指導 方法
				関連学科		
				系基礎 学 科	専 攻 学 科	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは自動車車体整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する方	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する方	◎自動車整備(内燃機関を除く)	◎	◎(車枠及び車体整備法を除く)	
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する方	◎	◎	◎	
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する方	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する方		◎	◎	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する方及び航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する方	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する方		◎	◎	
		航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する方	◎	◎	◎	
建築科 枠組壁建築科 ブロック建築科 防水科 プレハブ建築科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する方	建築士法による1級建築士の免許を有する方		◎	◎	
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方	エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方		◎	◎	
測量科	測量法による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する方	測量法による測量士の試験の合格証書を有する方	◎	◎	◎	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士若しくは1級ボイラー技士の免許を有する方、電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する方又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する方又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する方	◎	◎	◎	
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する方		◎	◎	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士若しくは第3級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する方	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する方	◎	◎	◎	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する方及び臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する方	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する方	◎	◎	◎	
		臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する方		◎	◎	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する方及び商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する方	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する方	◎	◎	◎	
		商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する方	実技試験のうち簿記		学科試験のうち簿記	

注)・◎免除(空欄の場合は、受験が必要)

・別表2の受験資格(免許・合格証書)を有する方は、実務経験の必要はありません。(介護サービス科を除く)

他の法令による受験資格及び免除の範囲

別表2 (3/3)

免許職種	受験資格 (受験することができる方)	免除資格 (免除を受けることができる方)	免 除 の 範 囲			
			実 技	学 科		
				関 連 学 科		指 導 方法
			系基礎 学 科	専 攻 学 科		
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する方	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する方	◎			
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験、システム監査技術者試験若しくはソフトウェア開発技術者試験、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第1種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する方	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成28年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成21年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成19年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験又は平成6年省令による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する方		◎	◎	
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する方	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する方		◎	◎	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する方、保健師助産師看護師法による保健師、助産師、看護師若しくは准看護師の免許を有する方、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する方、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する方、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証若しくは介護福祉士登録証を有する方、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する方又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する方	児童福祉法による保育士登録証を有する方であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当する方、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する方、同法による准看護師の免許を有する方であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する方、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する方であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する方若しくは同号の規定に該当する方、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する方であって、同号の規定に該当する方、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する方であって、同号の規定に該当する方、同法による介護福祉士登録証を有する方、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する方であって、同号の規定に該当する方又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する方であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当する方	◎	◎	◎	

注)・◎免除(空欄の場合は、受験が必要)

・別表2の受験資格(免許・合格証書)を有する方は、実務経験の必要はありません。(介護サービス科を除く)

職業訓練指導員免許職種一覧

(123 職種)

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鑄造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園 芸 科	園芸装飾	時 計 科	時計修理
造 園 科	造園	光 学 ガ ラ ス 科	光学機器製造
森 林 環 境 保 全 科		光 学 機 器 科	
鉄 鋼 科	金属溶解	製 材 機 械 科	切削工具研削
鑄 造 科	金属溶解、鑄造、ダイカスト、粉末冶金	内 燃 機 関 科	内燃機関組立て
鍛 造 科		建 設 機 械 科	建設機械整備
熱 処 理 科	金属熱処理、金属材料試験	農 業 機 械 科	農業機械整備
塑 性 加 工 科	金属プレス加工、建築板金、工場板金、鉄工	縫 製 機 械 科	縫製機械整備
構 造 物 鉄 工 科		染 色 科	染色
金 属 表 面 処 理 科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理	ニ ッ ト 科	ニット製品製造
機 械 科	機械加工、放電加工、金型製作、仕上げ、切削工具研削、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	洋 裁 科	婦人子供服製造
		洋 服 科	紳士服製造
		縫 製 科	布はく縫製
		和 裁 科	和裁
		寝 具 科	寝具製作
		帆 布 製 品 科	帆布製品製造
電 子 科	電子機器組立て、自動販売機調整、電子回路接続、半導体製品製造	木 工 科	機械木工、家具製作、建具製作
		工 業 包 装 科	工業包装
電 気 科	電気機器組立て、電気製図、自動販売機調整	紙 器 科	紙器・段ボール箱製造
		製 版 ・ 印 刷 科	プリプレス、印刷
自 動 車 製 造 科	内燃機関組立て	製 本 科	製本
鉄 道 車 両 科	鉄工、鉄道車両製造・整備	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
造 船 科		築 炉 科	
陶 磁 器 科	陶磁器製造	ブ ロ ッ ク 建 築 科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工
石 材 科	石材施工	熱 絶 縁 科	熱絶縁施工
麺 科	製麺	冷 凍 空 調 機 器 科	冷凍空気調和機器施工
パ ン ・ 菓 子 科	パン製造、菓子製造	配 管 科	配管
食 肉 科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	住 宅 設 備 機 器 科	
水 産 物 加 工 科	水産練り製品製造	さ く 井 科	さく井、ウエルポイント施工
発 酵 科	みそ製造、酒造	土 木 科	ウエルポイント施工
枠 組 壁 建 築 科	バルコニー施工、建築大工、枠組壁建築	化 学 分 析 科	化学分析
と び 科		公 害 検 査 科	
建 築 科	建築大工、枠組壁建築、サッシ施工、バルコニー施工	建 築 物 衛 生 管 理 科	ビルクリーニング
		貴 金 属 ・ 宝 石 科	貴金属装身具製作
建 設 科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	メ カ ト ロ ニ ク ス 科	電気機器組立て
		印 章 彫 刻 科	印章彫刻
屋 根 科	かわらぶき	塗 装 科	塗装、塗料調色
建 築 板 金 科	建築板金	広 告 美 術 科	広告美術仕上げ
防 水 科	防水施工	義 肢 装 具 科	義肢・装具製作
サ ッ シ ・ ガ ラ ス 施 工 科	カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工	写 真 科	写真
		表 具 科	表装
畳 科	畳製作	日 本 料 理 科	調理
イ ン テ リ ア 科	内装仕上げ施工、表装	中 国 料 理 科	
床 仕 上 げ 科	内装仕上げ施工	西 洋 料 理 科	
左 官 ・ タ イ ル 科	左官、タイル張り	フ ラ ワ ー 装 飾 科	フラワー装飾
建 築 物 設 備 管 理 科	ビル設備管理		

【記入例】

様式 1

職業訓練指導員試験受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 受験免許職種名 機械 科
- 2 受験する試験 1 系基礎学科 2 専攻学科 3 指導方法 ☒
- 3 拘禁刑（※）以上の刑に処せられたことの有無 有 ☐ 無 ☒
- ※ 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含む。
- 4 職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無 有 ☐ 無 ☒
- 取消し都道府県名 _____ 取消し年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 取消し理由 _____
- 5 試験の免除を受ける意志の有無 ☒ 有 ☐ 無
- あるときはその理由
- 1 級機械加工技能士であり、実技及び学科試験の免除資格を有するため。

申請年月日

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

(40mm×30mm)

写真

申請日前6箇

月

以内に撮影し

た上半身、正

面脱帽のもの

現住所

〒 4 0 0 - 8 5 0 1

山梨県甲府市丸の内 1 - 6 - 1

ふりがな
氏 名

やまなし

たろう

山梨

太郎

☒ 印

生年月日

昭和 5 4 年 5 月 7 日生

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

受験手数料貼付欄

山梨県収入証紙

3,100円